

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第38号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成12年香川県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="219 515 1008 550"><u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</u></p> <p data-bbox="181 592 264 624">(趣旨)</p> <p data-bbox="136 630 1088 927">第1条 この規則は、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号。以下「法」という。)の施行について、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令</u>(平成14年政令第391号)、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)及び<u>香川県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例</u>(平成24年香川県条例第1号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="181 968 398 1000">(鳥獣保護管理員)</p> <p data-bbox="136 1007 1088 1115">第15条 法第78条第1項の規定に基づき、<u>鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助させるため香川県鳥獣保護管理員</u>(以下「<u>鳥獣保護管理員</u>」という。)を置く。</p> <p data-bbox="136 1121 1088 1189">2 <u>鳥獣保護管理員</u>は、鳥獣の保護及び<u>管理並びに狩猟</u>に関する知識経験のある者のうちから知事が任命する。</p> <p data-bbox="136 1195 1088 1262">3 <u>鳥獣保護管理員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠の<u>鳥獣保護管理員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p data-bbox="136 1268 763 1300">4 <u>鳥獣保護管理員</u>は、再任されることができる。</p> <p data-bbox="181 1342 369 1374">(書類の様式等)</p> <p data-bbox="136 1380 275 1412">第16条 略</p>	<p data-bbox="1205 515 1852 550"><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</u></p> <p data-bbox="1167 592 1249 624">(趣旨)</p> <p data-bbox="1122 630 2074 927">第1条 この規則は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号。以下「法」という。)の施行について、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令</u>(平成14年政令第391号)、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)及び<u>香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例</u>(平成24年香川県条例第1号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1167 968 1330 1000">(鳥獣保護員)</p> <p data-bbox="1122 1007 2074 1115">第15条 法第78条第1項の規定に基づき、<u>鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため香川県鳥獣保護員</u>(以下「<u>鳥獣保護員</u>」という。)を置く。</p> <p data-bbox="1122 1121 2074 1189">2 <u>鳥獣保護員</u>は、鳥獣の保護及び<u>狩猟</u>に関する知識経験のある者のうちから知事が任命する。</p> <p data-bbox="1122 1195 2074 1262">3 <u>鳥獣保護員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠の<u>鳥獣保護員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p data-bbox="1122 1268 1693 1300">4 <u>鳥獣保護員</u>は、再任されることができる。</p> <p data-bbox="1167 1342 1355 1374">(書類の様式等)</p> <p data-bbox="1122 1380 2074 1455">第16条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p>

- (1) 略
 - (2) 省令第7条第10項、第15条第5項、第19条の9第4項、第46条の2第4項、第48条第5項又は第65条第9項に規定する許可証等の再交付の申請書 第7号様式
 - (3) 省令第7条第13項若しくは第14項、第15条第7項、第19条の9第5項、第46条の2第6項、第50条又は第65条第10項の規定による許可証等の亡失の届出書 第8号様式
 - (4) 略
 - (5) 法第18条の3第1項に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の申請書 第10号様式
 - (6) 省令第19条の11第1項に規定する変更の認定の申請書 第11号様式
 - (7) 省令第19条の12第1項に規定する変更の届出書 第12号様式
 - (8) 法第18条の7第4項の規定による認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出書 第13号様式
 - (9) 省令第19条の13第1項に規定する認定の有効期間の更新の申請書 第14号様式
 - (10) 省令第39条第1項に規定する特別保護地区内における行為の許可の申請書 第15号様式
 - (11) 省令第46条の2第1項に規定する住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請書 第16号様式
 - (12) 省令第48条第4項又は第65条第8項に規定する住所等の変更の届出書 第17号様式
- 2 省令第7条第11項若しくは第12項、第15条第6項又は第46条の2第5項の規定による届出は、第17号様式による届出書により行わなければならない。

- (1) 略
 - (2) 省令第7条第10項、第15条第5項、第48条第5項又は第65条第9項に規定する許可証等の再交付の申請書 第7号様式
 - (3) 省令第7条第13項若しくは第14項、第15条第7項、第50条又は第65条第10項の規定による許可証等の亡失の届出書 第8号様式
 - (4) 略
 - (5) 省令第39条第1項に規定する特別保護地区内における行為の許可の申請書 第10号様式
 - (6) 省令第48条第4項又は第65条第8項に規定する住所等の変更の届出書 第11号様式
- 2 省令第7条第11項若しくは第12項又は第15条第6項の規定による届出は、第11号様式による届出書により行わなければならない。

第1号様式 (第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ④ ほか 名 (別紙名簿のとおり)
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等の目的	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
省令第7条第1項第7号に規定する場合に該当するときは、その場所の位置、名称及び理由	
狩猟免許の種類、交付した都道府県知事名並びに狩猟免許の番号及び交付年月日	狩猟許 知事 号 年 月 日
銃器を使用する場合は、当該銃器の所持について現に受けている許可に係る銃砲所持許可証番号及び交付年月日	号 年 月 日
有害鳥獣による被害者本人が捕獲等又は採取等を行うとする場合は、その被害状況	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第1号様式 (第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ④ ほか 名 (別紙名簿のとおり)
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等の目的	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
省令第7条第1項第7号に規定する場合に該当するときは、その場所の位置、名称及び理由	
狩猟免許の種類、交付した都道府県知事名並びに狩猟免許の番号及び交付年月日	猟免許 知事 号 年 月 日
銃器を使用する場合は、当該銃器の所持について現に受けている許可に係る銃砲所持許可証番号及び交付年月日	号 年 月 日
有害鳥獣による被害者本人が捕獲等又は採取等を行うとする場合は、その被害状況	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ㊟ ほか 名 (別紙名簿のとおり)
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とする場合は、研究の事項及び方法	
省令第7条第1項第7号に規定する場合に該当するときは、その場所の位置、名称及び理由	
狩猟免許の種類、交付した都道府県知事名並びに狩猟免許の番号及び交付年月日	狩免許 知事 号 年 月 日
銃器を使用する場合は、当該銃器の所持について現に受けている許可に係る銃砲所持許可証番号及び交付年月日	号 年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ㊟ ほか 名 (別紙名簿のとおり)
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等をする鳥獣又は採取等をする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とする場合は、研究の事項及び方法	
省令第7条第1項第7号に規定する場合に該当するときは、その場所の位置、名称及び理由	
狩猟免許の種類、交付した都道府県知事名並びに狩猟免許の番号及び交付年月日	狩免許 知事 号 年 月 日
銃器を使用する場合は、当該銃器の所持について現に受けている許可に係る銃砲所持許可証番号及び交付年月日	号 年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

従事者証交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地	
名 称	
代表者の氏名	㊟

従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等に係る許可証の番号				
捕獲等又は採取等に従事する者				
住 所	職 業	氏 名	生 年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

従事者証交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地	
名 称	
代表者の氏名	㊟

従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により申請します。

捕獲等又は採取等に係る許可証の番号				
捕獲等又は採取等に従事する者				
住 所	職 業	氏 名	生 年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

許可証等再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所		香川県証紙欄 (消印してはならない。)
職 業 (名 称)		
氏 名	*代表者 Ⓜ	
生年月日	年 月 日	

許可証等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により申請します。

許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
再 交 付 の 理 由	

- 注1 該当する項目の□に、レ印を付けてください。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

許可証等再交付申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所		香川県証紙欄 (消印してはならない。)
職 業 (名 称)		
氏 名	*代表者 Ⓜ	
生年月日	年 月 日	

許可証等の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により申請します。

許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
再 交 付 の 理 由	

- 注1 該当する項目の□に、レ印を付けてください。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

許可証等亡失届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	㊟
生 年 月 日	年 月 日

許可証等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。

許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
亡 失 年 月 日	年 月 日

注1 該当する項目の□に、ㄥ印を付けてください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

許可証等亡失届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	㊟
生 年 月 日	年 月 日

許可証等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。

許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
亡 失 年 月 日	年 月 日

注1 該当する項目の□に、ㄥ印を付けてください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

指定猟法許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業	
氏 名	㊟
生年月日	年 月 日
電話番号	

指定猟法により鳥獣の捕獲等をしたいため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の許可を申請します。

指定猟法の種類	
指定猟法によらなければならない理由	
捕獲等の目的	
捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等の区域	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数	
学術研究を目的とする場合は、研究の事項及び方法	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

指定猟法許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業	
氏 名	㊟
生年月日	年 月 日
電話番号	

指定猟法により鳥獣の捕獲等をしたいため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の許可を申請します。

指定猟法の種類	
指定猟法によらなければならない理由	
捕獲等の目的	
捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等の区域	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数	
学術研究を目的とする場合は、研究の事項及び方法	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式 (第16条関係)

(日本工業規格A列4番)

鳥獣捕獲等事業認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
名 称	
代表者の氏名	⑤
電話番号	

鳥獣捕獲等事業が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、同法第18条の3第1項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

注1 夜間銃猟の実施の欄は、該当する数字を○で囲んでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第11号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

認定証番号	
認定証交付年月日	年 月 日
住 所	
名 称	
代表者の氏名	Ⓜ
電話番号	

年 月 日付け第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業について、変更の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定により申請します。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更予定年月日	年 月 日	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第12号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定を受けた事項の変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定証番号	
認定証交付年月日	年 月 日
住所	
名称	
代表者の氏名	Ⓜ
電話番号	

下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更の年月日	年 月 日	

- 注1 住所、名称又は代表者の氏名に変更があった場合は、住所、名称又は代表者の氏名欄には、変更後の内容を記載し、変更の内容欄に変更前及び変更後の内容を記載してください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第13号様式 (第16条関係)

(日本工業規格A列4番)

認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書

年 月 日

香川県知事 殿

認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日
住 所	
名 称	
代表者の氏名	印
電 話 番 号	

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
-------	-------

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第14号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定の有効期間の更新申請書

年 月 日

香川県知事 殿

認定証の番号	
認定証の交付年月日	年 月 日
認定を受けた都道府県名	
住所	
名称	
代表者の氏名	Ⓜ
電話番号	

認定の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		
研修の実施状況		

注1 夜間銃猟の実施の欄は、該当する数字を○で囲んでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第15号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
電 話 番 号	

鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により申請します。

行 為 の 種 類		
行 為 の 目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況（木竹の伐採にあっては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。）		
行為の施行方法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令第2条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法）		
行為の着手及び完了の予定年月日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
他 法 令 の 措 置 状 況		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
電 話 番 号	

鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により申請します。

行 為 の 種 類		
行 為 の 目 的		
行 為 の 場 所		
行為の場所及びその付近の状況（木竹の伐採にあっては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。）		
行為の施行方法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令第2条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法）		
行為の着手及び完了の予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
他 法 令 の 措 置 状 況		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第16号様式（第16条関係）

（日本工業規格A列4番）

麻醉銃猟許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業	
氏 名	㊟
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	

住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲の区域	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日（所持許可者以外が実施する場合は、人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第17号様式 (第16条関係)

(日本工業規格A列4番)

住所等変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ㊟
生 年 月 日	年 月 日

住所、氏名等の変更をしたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。

狩 猟 免 状 等 の 種 類	<input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 麻醉銃猟許可証
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注1 該当する項目の□に、L印を付けてください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第11号様式 (第16条関係)

(日本工業規格A列4番)

住所等変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業 (名 称)	
氏 名	*代表者 ㊟
生 年 月 日	年 月 日

住所、氏名等の変更をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。

狩 猟 免 状 等 の 種 類	<input type="checkbox"/> 狩猟免状 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

注1 該当する項目の□に、L印を付けてください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条 略 環境政策課～みどり整備課 略 みどり保全課 (1)～(6) 略 (7) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)の施行に関すること。 (8)～(12) 略 廃棄物対策課 略	第6条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 環境政策課～みどり整備課 略 みどり保全課 (1)～(6) 略 (7) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)の施行に関すること。 (8)～(12) 略 廃棄物対策課 略

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為) 第17条 略 (1)～(8) 略 (9) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により国が <u>実施する</u> 保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。 (10)～(12) 略	(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為) 第17条 条例第18条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(8) 略 (9) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う <u>保全事業</u> 又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。 (10)～(12) 略

(香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年香川県規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出等があったとみなされる行為)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) 第29条第7項の規定による許可</p> <p>(2)～(16) 略</p>	<p>(届出等があったとみなされる行為)</p> <p>第6条 条例第6条第3項の規則で定める許可等又は届出等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号) 第29条第7項の規定による許可</p> <p>(2)～(16) 略</p>

(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第5条 香川県立自然公園条例施行規則(平成3年香川県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第19条関係)</p> <p>1～22の13 略</p> <p>22の14 県立自然公園の区域のうち<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により国が<u>実施する保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</u></p> <p>22の15 県立自然公園の区域のうち<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が<u>実施する保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</u></p> <p>22の16～54の2 略</p> <p>54の3 県立自然公園において<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第9条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>54の4 県立自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第1項の規定</p>	<p>別表第1(第19条関係)</p> <p>1～22の13 略</p> <p>22の14 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する<u>法律</u>(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により国が<u>行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</u></p> <p>22の15 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する<u>法律</u>第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が<u>行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</u></p> <p>22の16～54の2 略</p> <p>54の3 県立自然公園において<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第9条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>54の4 県立自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第28条の2第1項の規定により国が</p>

により国が実施する保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の5 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第5項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55 県立自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55の2 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が実施する保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

56～72 略

行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の5 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第5項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55 県立自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

55の2 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

56～72 略

(香川県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第6条 香川県環境影響評価条例施行規則(平成11年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
事業の種類	対象事業の要件	事業の種類	対象事業の要件
1～6 略		1～6 略	
7 条例別表第7号に掲げる事業の種類	略 (1) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区又は香川県自然海浜保</u>	7 条例別表第7号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓その他の水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域(以下「埋立干拓区域」という。)の面積が40ヘクタール(次のいずれかに該当するものにあつては、15ヘクタール)以上であるものに限る。) (1) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区又は香川県自然海浜保全条例(昭</u>

全条例（昭和55年香川県条例第24号）第4条第1項に規定する自然海浜保全地区の全部又は一部を埋立干拓区域とするもの (2) 略
8～15 略

和55年香川県条例第24号）第4条第1項に規定する自然海浜保全地区の全部又は一部を埋立干拓区域とするもの (2) 略
8～15 略

（香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正）

第7条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 特例条例別表第2の4の項の規則で定める書類</td> <td> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</u>（平成12年香川県規則第38号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) 略</p> </td> </tr> <tr> <td>5～36 略</td> <td></td> </tr> </table>	1～3 略		4 特例条例別表第2の4の項の規則で定める書類	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</u>（平成12年香川県規則第38号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) 略</p>	5～36 略		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 特例条例別表第2の4の項の規則で定める書類</td> <td> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）及び<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</u>（平成12年香川県規則第38号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) 略</p> </td> </tr> <tr> <td>5～36 略</td> <td></td> </tr> </table>	1～3 略		4 特例条例別表第2の4の項の規則で定める書類	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）及び<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</u>（平成12年香川県規則第38号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) 略</p>	5～36 略	
1～3 略													
4 特例条例別表第2の4の項の規則で定める書類	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</u>（平成12年香川県規則第38号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) 略</p>												
5～36 略													
1～3 略													
4 特例条例別表第2の4の項の規則で定める書類	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）及び<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</u>（平成12年香川県規則第38号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) 略</p>												
5～36 略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。